

県南広域振興局長告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和元年5月24日

県南広域振興局長 平野 直

- 1 路線名 折壁大原線
- 2 供用開始の区間 一関市大東町大原字弘川99番32地先内
- 3 供用開始の期日 令和元年5月24日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
 - (2) 期間 令和元年5月24日から同年6月24日まで